

日時・場所	平成29年12月4日(月) 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、大藤議会事務局長、寺田政策調整部長、上田総務部長、田中市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、遠藤環境経済部長、竹中教育部長、川端会計管理者、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- 土曜日に、びわ湖若鮎駅伝大会が開催された。若鮎という名のごとく、小さく産んで大きく育てていこうという趣旨もあって、市内のスポーツ団体が連携し、障がい者を対象に実施されており、今年が5回目となる。ボランティアでそれぞれの役割を果たしてもらっており、年々成長している取組である。市職員として可能な限り協力するという姿勢を持つこと。
- 本市は、生活困窮者自立支援の取組に関し、外部からは、庁内でうまく連携していると評価は高く、視察も数多く受け入れている。一方で、全く情報が共有できておらず、まだまだ十分な連携ができていない部分もある。自らの仕事の中で自らの役割を果たそうとか、その分野で成果を上げようと思ったら、自ずから、関連部署、あるいは一見関連していないと思える分野と連携できるはずである。一人ひとりがそのような姿勢を持つこと。より良い成果を上げるために、実際に連携するかどうかは別として、関連すると思われる部署と少なくとも「一声掛けるつもりで」情報共有は確実に行うこと。
- 議員から妓王井川の改修についての一般質問が出ている。改めて経過を調査してもらおうと、県が管理する河川を当時の町が大規模改修をするといつて、そのまま放置していたが故に今日のような状況になっている。土地開発基金や意味のない土地の買収等もそうであるが、聞けば聞くほど意味が分からない。妓王井川の改修については過去の政策判断が誤っていたので、今更そのことを言っても仕方がないが、今後、無理な政策決定をすることがないように、反省の材料にすること。妓王井川の問題に拘っているのは、単なる一河川の問題というよりは、過去にあり得ない政策決定をしてその経過を知っているはずの関係者が、妓王井川の改修が放置されていることを市民病院整備の反対理由の一つにしているためであり、その旨、共有化しておく。

2. 報告事項

① 平成29年中の所得に係る確定申告相談日程について

[所管: 総務部]

草津税務署が主催する申告相談については、平成30年2月6日(火)に午前の部が9:30～12:00、午後の部が13:00～15:30でコミセンきたのにおいて実施される。

市が主催する申告相談については、平成30年2月16日(金)～3月15日(木)の間で実施する。相談時間については、午前の部が8:30～11:00、午後の部が13:00～15:30である。

なお、昨年度同様、日曜日の申告相談は行わないこととする。

→e-Tax(電子申告)のお知らせも併せて行うこと。

② 野洲市路上喫煙等の防止に関する条例に係る加熱式たばこ(電子たばこを含む)の取扱い等について

[所管: 総務部]

「加熱式たばこ」などの新型たばこが普及しつつあることから、10月24日に開催した野洲市路上喫煙等対策委員会において、加熱式たばこ(電子たばこ含む)の取扱いについて、議論をしていただいた。

その結果、加熱式たばこ(電子たばこ含む)は、従来の紙巻たばこと同様、路上喫煙等禁止区域での利用を禁止する方針を定めたので報告する。

なお、取扱開始時期は平成30年1月1日からとし、広報やす1月号や市HPのほか喫煙所周辺にポスター等を掲示することで周知する。

また、現在、北口喫煙所については、野洲駅北口駅前広場整備事業により本年6月28日から全面使用禁止としているが、たばこのポイ捨てが本年9月時点で1日平均約20本と、絶えない状況を踏まえ、野洲市路上喫煙等対策委員会において議論をしていただいた結果、喫煙所の継続は必要であるものの、パーテーションなどで区切るなど、野洲駅利用者や周辺の歩行者に対し配慮が必要との提案があった。これを受け、市関係課、さらにはJT(日本たばこ産業㈱)とも協議した結果、これまでの植栽による間仕切りを改め、パーテーションを設置し、歩行者と喫煙者との境界を明確にすることで、これまでよりも喫煙者・非喫煙者双方にとってより良い環境を整えることとした。このような中、JT(日本たばこ産業㈱)からパーテーションの寄贈の申し出があり、県内で2番目となるパーテーションを設置することとなったので報告する。

→地図に南口の喫煙場所も明記しておくこと。

→パーテーションの高さはどれくらいか。

- 約2メートルである。
- パーテーションの維持管理は市が行うのか。
- そうである。

3. 協議事項

① 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

[所管: 総務部]

人事院勧告を受け、政府が国家公務員のうち、特別職の給与改定について、官民較差是正のための法改正を閣議決定したことから、本市議会議員の報酬、市長及び教育長の給与についても同様の改正を行う。改正内容としては、期末手当を年間0.05月分引き上げるものである。

② 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

[所管: 総務部]

人事院勧告（社会一般の情勢に適応・民間準拠による給与水準の改定）に基づき国家公務員の給与が改定されることを踏まえ、本市職員の給料、勤勉手当について、勧告に準じた所要の改正を行う。主な改正内容は、正規職員の勤勉手当の0.1月分引き上げ、給料表（行政職、教育職）の改正（平均400円程度引き上げ）、55歳を超える職員の給料の1.5%減額支給措置の廃止等である。

→国においては退職手当に関する改正も行われているため、本市における制度の現状と改正のスケジュール等について、滋賀県市町村職員退職手当組合に確認した上で、議会へ補足説明すること。

4. その他伝達事項

なし

5. 次回部長会議の予定

12月11日（月） 8時45分～ 庁議室